

●香川県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 廃止年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|--------|------------------|
| 平成20年11月11日 | モリイト薬局 | 三豊市高瀬町新名911番地3 |
| 平成20年11月30日 | 金香歯科医院 | 善通寺市善通寺町2丁目6番6号 |
| 平成20年12月1日 | 福家外科医院 | 観音寺市観音寺町甲1056番地1 |